

質問者	自治会名：東かすみ台町内会	答 弁	部名：上下水道部
	会長名：藤大路会長		答弁者：上下水道部長
質問内容	<p>No.8 私道における水道管の更新について</p> <p>東かすみ台は、昭和36年ごろから居住が始まり、当初の水道は井戸水が供給源でした。朝霞浄水場の稼働に伴い、公共水道が敷設され今日まで便利に使わせていただいています。</p> <p>公共水道供給にかかった費用は、宅内の水量計くらいだったと記憶しますが、如何なものでしょうか。</p> <p>昨年、上下水道部を訪問した際に、「東かすみ台は、そろそろ水道管の更新の計画の立案をお願いしたい」とのご意見をいただきました。公共水道会計が一般的に厳しいとの認識はあります。しかし、供給管の敷設により私道が市道に比して、逓減・減額処置があれば、理解も及びます。逓減処置などないとなれば、全く承服できません。市水道の経営収支と料金徴取体系の開示をお願いします。</p>		
	<p>【回答】</p> <p>日頃から、水道事業にご協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>ご質問をいただきました、水道供給に係る個人負担の費用についてでございますが、東かすみ台地域につきましては、昭和36年に宅地開発業者が道路位置指定を行い宅地造成した地域で、私道内及び宅地内に引き込む水道管は宅地開発業者の負担で布設したものでございます。そして現在もその取扱いは私道内に埋設された「私設管」という扱いになっています。このため、水道管を更新する際は、その私設管を使用されている方々等で費用負担していただくこととなります。</p> <p>市では私設管使用者の負担軽減を図るため、「私道給水管布設替整備費補助金交付制度」を設けて、工事に要する費用の3分の2以内で補助金を交付しております。他の地域におきましてもこの補助金制度を活用し、給水管の布設替えを行っておりますので、補助金制度のご活用についてご検討いただければと存じます。</p> <p>なお、補助金の交付申請には要件がございますので、詳細については担当課に問い合わせいただければと思います。</p> <p>次に、経営収支と料金体系でございますが、経営収支につきましては毎年、広報あさか及び市のホームページでお知らせをさせていただいております。また、料金体系につきましては、今年度8月に変更があったため、広報あさかの6月号と10月号に掲載するとともに、市のホームページで確認することもできる状態となっております。</p> <p>その他、経営状況等につきましては、市民の皆様にお伝えしていかなければならない大切な情報であるため、今後も積極的に広報してまいりたいと考えております。</p> <p>その他、ご不明な点がございましたら、上下水道部の方までお問い合わせいただければと思っております。</p>		

改正

平成16年7月1日

平成18年4月1日

平成27年4月1日

朝霞市私道給水管布設替整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私道内の給水管の出水不良や漏水多発を改善するための私道給水管布設替整備工事（配水管から分岐し、私道内に布設された給水管の布設替えの工事に限る。以下「整備工事」という。）を行う者に補助金を交付することにより、給水の安定を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管 相互に連絡され管網を形成する管をいう。
- (2) 給水管 配水管より個別の需用者に水を供給するために分岐して設けられた管をいう。

(補助金交付対象)

第3条 市長は第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する要因を改善するために整備工事を行う申請者（私道に接する家屋の所有者及び土地の所有者で当該整備工事を行う者をいう。）に、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 出水不良
- (2) 漏水多発
- (3) 第1号及び前号は次の条件を満たすものとする。

ア 対象戸数が3戸（共同住宅は、1棟を1戸とする。）以上とし、かつ、配水管から分岐した既設給水管が私道内に有し、各戸に給水されていることを原則とする。ただし、既設給水管の一部又は全部が何らかの理由で他人の土地を経由している場合も対象とする。

イ 私道の土地所有者及び給水管所有者の全員が、当該補助対象工事の実施について承諾していること。ただし、「朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱」に該当する場合は、補助対象としない。

ウ 申請者全員が水道料金を完納していること。

エ 私道内に2本以上の既設給水管を有する場合は、1本に収束すること。

- 2 工事検査後は、補助対象者以外の者も給水管の接続を認めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、補助金を交付することができる。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、工事に要する費用の3分の2以内とする。ただし、特殊舗装及び取出し管の口径変更等は、別途協議を要するものとする。

- 2 前項に規定する工事に要する費用は、本市所定の標準工事費により算出した額を超えない額の3分の2(1,000円未満切捨て)以内とする。
- 3 補助金は、代表者に交付する。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者は、代表者を選任して工事着工前に、私道給水管布設替整備費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 給水工事設計図書(案内図、平面図、配管図、工事費内訳書)
- (2) 土地使用承諾書及び給水管所有者承諾書
- (3) 委任状
- (4) 公図の写し
- (5) 誓約書
- (6) 私道及び当該私道隣接地土地所有者調書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書類の審査及び現場調査を行い、補助金交付の可否を決定する。

- 2 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をし、私道給水管布設替整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。
- 4 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、私道給水管布設替整備費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(工事の施工)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付の決定を受けた申請者が、整備工事を施工するときは、

朝霞市指定給水装置工事事業者規程（平成10年朝霞市規程第4号）第5条の規定により指定した朝霞市指定給水装置工事事業者（以下「工事事業者」という。）に施工させるものとする。

- 2 工事事業者は、あらかじめ朝霞市水道事業給水条例（平成9年朝霞市条例第30号。以下「給水条例」という。）第8条に基づく給水装置工事設計審査・工事検査申請書を提出しなければならない。なお、給水条例第31条により手数料は免除するものとする。

（工事の変更）

第8条 工事事業者が工事の内容又は工期を変更しようとするときは、変更内容について申請者の許諾を得ること。申請者は、私道給水管布設替整備費補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めたものについては、この限りでない。

（中間検査）

第9条 市長は、特に必要があると認めた工事については、中間検査を行うものとする。

（工事完成の届出）

第10条 工事事業者は、工事が完成したときは申請者に工事の完成を報告するものとし、申請者は、速やかに私道給水管布設替整備費補助金工事完成届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（工事完成の検査）

第11条 市長は、前条に規定する完成届を受理したときは、速やかに給水条例第8条の工事検査を行うものとする。

- 2 市長は、完成検査の結果、工事の内容が適正でないと認めたときは、工事事業者に工事の手直しを命ずることができる。

（補助金の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完成検査の結果、工事の内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、私道給水管布設替整備費補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 申請者が補助金の交付を受けようとするときは、前条に規定する通知書を受領した後、私道給水管布設替整備費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受領した後補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき。

(2) 市長が付した条件又は指示に従わなかったとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第13条関係)

令和3年度(2021年度)

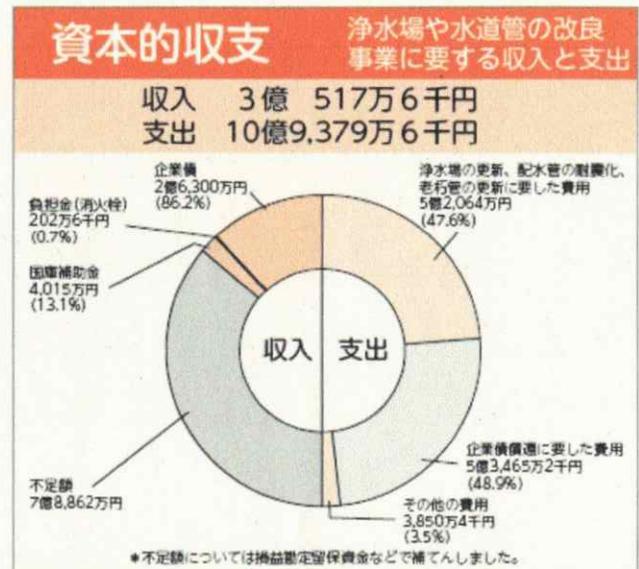
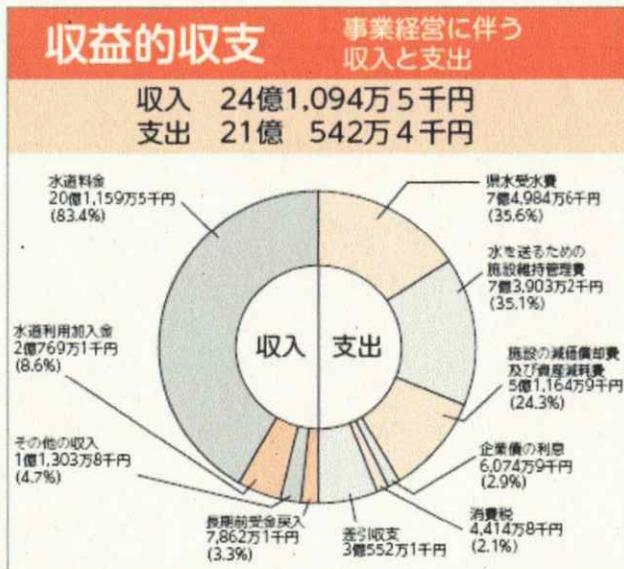
朝霞市水道事業・下水道事業会計決算概要

問/上下水道総務課 ☎462-3366

● 水道事業会計

水道事業は独立採算制で運営しており、事業に必要な費用は、皆さんからいただく水道料金などの収入によって賄われています。

浄水場や水道管の更新工事として、令和3年度は、泉水浄水場計装設備更新工事のほか、水道施設耐震化事業や老朽管更新事業などを実施しました。今後も健全な事業経営に努めながら、安全で安心な水道水をお届けします。

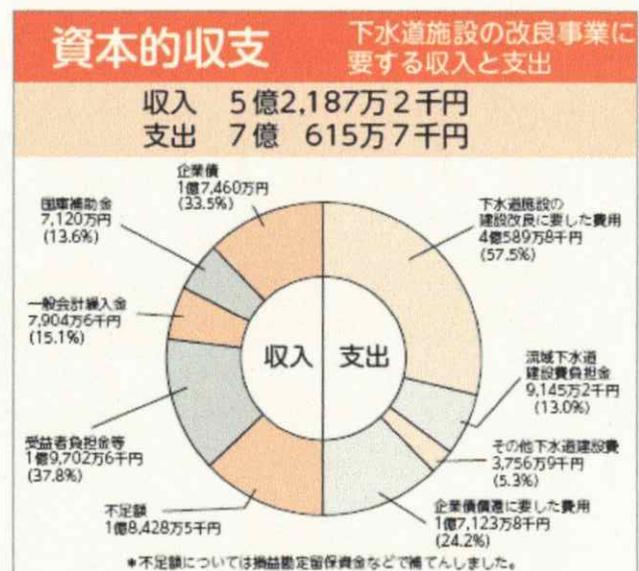
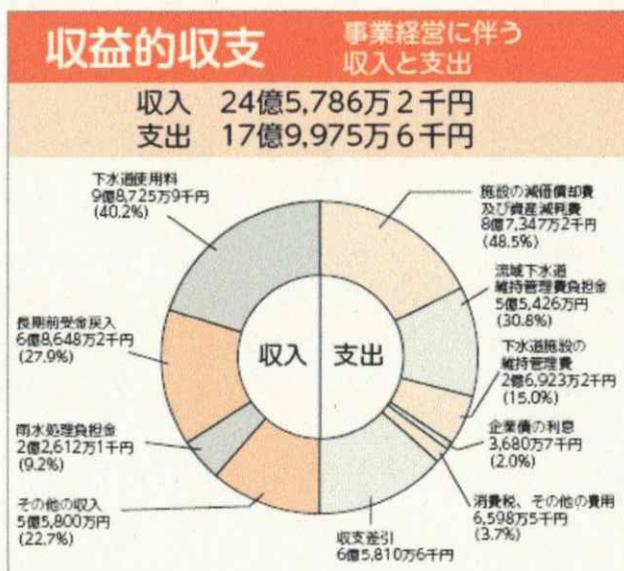


● 下水道事業会計

下水道事業は「雨水公費・汚水私費の原則」により運営されており、雨水処理費は税金(公費)で、汚水処理費は、皆さんからいただく下水道使用料などの収入(私費)によって賄われています。

下水道施設に関する工事として、令和3年度は、浸水被害を軽減させるため、溝沼地区の整備計画に位置付けた調整池の工事に着手しました。

また今後、下水道施設の老朽化が見込まれ、その更新や維持管理には多額の費用がかかることから、財源確保が課題となっています。



令和4年(2022年)10月以降の検針分から 水道料金を改定します

朝霞市の水道料金は、平成10年(1998年)6月から、料金を据え置いてきましたが、この度、24年ぶりに改定します。これからも安全、安心な水道水を供給し、健全な事業経営を目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

料金改定の背景

- 水道事業の経営は、税金ではなく皆様からの水道料金でまかなわれていますが、今後、人口減少が予測されるなど、水道料金的大幅な収益の増加が見込めない状況です。
- 水道施設(浄水場や水道管など)は、その多くが高度成長期に整備されており、老朽化が進んでいます。さらに、大規模災害の発生に備えて、耐震化を進める必要があります。
- 水道施設の整備には、多額の費用が必要なため、企業債(借金)を頼りに進めています。その負担は将来世代に先送りになってしまいます。



将来にわたって安定的、持続的に水道サービスを提供していくことができるよう料金改定を行うこととなりました。

新旧料金の比較(2か月・税抜)

※裏面に、税込料金の口径別(13mm・20mm)の早見表があります。

●基本料金(主なもの)

口径	旧料金	新料金	アップ額
13mm	800円	900円	100円
20mm	1,300円	1,400円	100円
25mm	3,400円	3,800円	400円
30mm	6,800円	7,600円	800円
40mm	12,600円	14,000円	1,400円
50mm	25,200円	28,000円	2,800円
75mm	50,400円	56,000円	5,600円

●従量割料金(1㎡につき)

使用水量	旧料金	新料金	アップ額
1㎡~20㎡	55円	60円	5円
21㎡~40㎡	90円	100円	10円
41㎡~100㎡	120円	130円	10円
101㎡~200㎡	155円	175円	20円
201㎡~1,000㎡	185円	215円	30円
1,001㎡~5,000㎡	205円	240円	35円
5,001㎡以上(新設)		260円	55円

【標準的なモデルケース(2か月分の水道料金)】

	旧料金		新料金		差額
4人世帯の場合	基本料金	1,300円	基本料金	1,400円	+550円 (1か月あたり、275円の増額です。)
口径20mm	従量割料金	4,100円	従量割料金	4,500円	
使用水量50㎡	消費税(10%)	540円	消費税(10%)	590円	
	計	5,940円	計	6,490円	

※料金改定に関する補足説明

- 令和4年7月31日以前から朝霞市の水道をご使用されている方は、令和4年10月検針分(又は11月検針分)から新料金となります。
- 令和4年8月1日以降から新たに水道を使用された方、又は①の場合で令和4年8月検針以降の最初の検針後、令和4年9月30日までに水道の使用を中止する方の精算分は、新料金になります。

水道料金の負担軽減

コロナ禍における家計や企業活動等への経済的負担が続いているため、次の2つの負担軽減を行います。

負担軽減①：全水道使用者(官公署を除く)への軽減

内容：料金改定による増額分の2分の1を減額 期間：令和4年10月から令和5年3月まで

負担軽減②：生活保護受給者及び児童扶養手当受給者への軽減

内容：従量割料金の1㎡あたりの単価を一律66円(税込) 期間：令和4年10月から上記の対象の受給期間終了まで

※事前に申請が必要となります。

※負担軽減①と比べて負担軽減の割合が高い方が適用となります。



水道料金・下水道使用料早見表(2か月用)【令和4年8月水道料金改定】(税込)

単位:円

水量	13mm	20mm	下水道使用料
0m ³	990	1,540	
1m ³	1,056	1,606	
2m ³	1,122	1,672	
3m ³	1,188	1,738	
4m ³	1,254	1,804	
5m ³	1,320	1,870	
6m ³	1,386	1,936	
7m ³	1,452	2,002	
8m ³	1,518	2,068	
9m ³	1,584	2,134	
10m ³	1,650	2,200	1,100
11m ³	1,716	2,266	
12m ³	1,782	2,332	
13m ³	1,848	2,398	
14m ³	1,914	2,464	
15m ³	1,980	2,530	
16m ³	2,046	2,596	
17m ³	2,112	2,662	
18m ³	2,178	2,728	
19m ³	2,244	2,794	
20m ³	2,310	2,860	
21m ³	2,420	2,970	1,160
22m ³	2,530	3,080	1,221
23m ³	2,640	3,190	1,281
24m ³	2,750	3,300	1,342
25m ³	2,860	3,410	1,402
26m ³	2,970	3,520	1,463
27m ³	3,080	3,630	1,523
28m ³	3,190	3,740	1,584
29m ³	3,300	3,850	1,644
30m ³	3,410	3,960	1,705
31m ³	3,520	4,070	1,765
32m ³	3,630	4,180	1,826
33m ³	3,740	4,290	1,886
34m ³	3,850	4,400	1,947
35m ³	3,960	4,510	2,007
36m ³	4,070	4,620	2,068
37m ³	4,180	4,730	2,128
38m ³	4,290	4,840	2,189
39m ³	4,400	4,950	2,249
40m ³	4,510	5,060	2,310
41m ³	4,653	5,203	2,376
42m ³	4,796	5,346	2,442
43m ³	4,939	5,489	2,508
44m ³	5,082	5,632	2,574
45m ³	5,225	5,775	2,640
46m ³	5,368	5,918	2,706
47m ³	5,511	6,061	2,772
48m ³	5,654	6,204	2,838
49m ³	5,797	6,347	2,904
50m ³	5,940	6,490	2,970
51m ³	6,083	6,633	3,036
52m ³	6,226	6,776	3,102
53m ³	6,369	6,919	3,168
54m ³	6,512	7,062	3,234

単位:円

水量	13mm	20mm	下水道使用料
55m ³	6,655	7,205	3,300
56m ³	6,798	7,348	3,366
57m ³	6,941	7,491	3,432
58m ³	7,084	7,634	3,498
59m ³	7,227	7,777	3,564
60m ³	7,370	7,920	3,630
61m ³	7,513	8,063	3,696
62m ³	7,656	8,206	3,762
63m ³	7,799	8,349	3,828
64m ³	7,942	8,492	3,894
65m ³	8,085	8,635	3,960
66m ³	8,228	8,778	4,026
67m ³	8,371	8,921	4,092
68m ³	8,514	9,064	4,158
69m ³	8,657	9,207	4,224
70m ³	8,800	9,350	4,290
71m ³	8,943	9,493	4,356
72m ³	9,086	9,636	4,422
73m ³	9,229	9,779	4,488
74m ³	9,372	9,922	4,554
75m ³	9,515	10,065	4,620
76m ³	9,658	10,208	4,686
77m ³	9,801	10,351	4,752
78m ³	9,944	10,494	4,818
79m ³	10,087	10,637	4,884
80m ³	10,230	10,780	4,950
81m ³	10,373	10,923	5,016
82m ³	10,516	11,066	5,082
83m ³	10,659	11,209	5,148
84m ³	10,802	11,352	5,214
85m ³	10,945	11,495	5,280
86m ³	11,088	11,638	5,346
87m ³	11,231	11,781	5,412
88m ³	11,374	11,924	5,478
89m ³	11,517	12,067	5,544
90m ³	11,660	12,210	5,610
91m ³	11,803	12,353	5,676
92m ³	11,946	12,496	5,742
93m ³	12,089	12,639	5,808
94m ³	12,232	12,782	5,874
95m ³	12,375	12,925	5,940
96m ³	12,518	13,068	6,006
97m ³	12,661	13,211	6,072
98m ³	12,804	13,354	6,138
99m ³	12,947	13,497	6,204
100m ³	13,090	13,640	6,270
200m ³	32,340	32,890	13,420
300m ³	55,990	56,540	21,120
400m ³	79,640	80,190	28,820
500m ³	103,290	103,840	36,520
600m ³	126,940	127,490	44,220
700m ³	150,590	151,140	51,920
800m ³	174,240	174,790	59,620
900m ³	197,890	198,440	67,320
1,000m ³	221,540	222,090	75,020

●問い合わせ先

朝霞市 上下水道部 上下水道総務課
 〒351-0024 朝霞市泉水2丁目13番1号(朝霞市水道庁舎)
 電話:048-462-3366 FAX:048-485-1891
 Eメール:suido_keiei@city.asaka.lg.jp

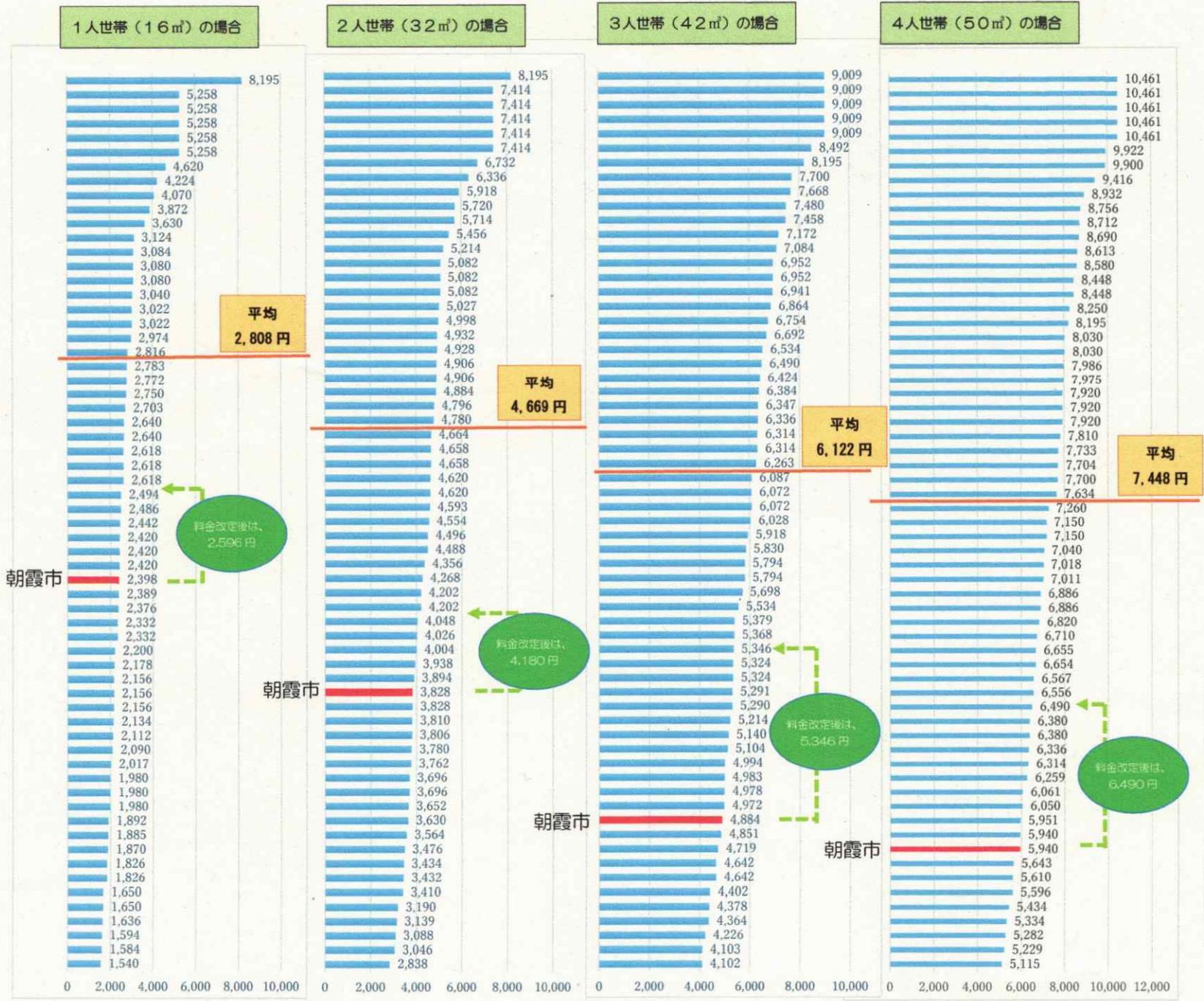


水道料金に関する
 ウェブページはこちら

©朝霞市ぽぼたん

埼玉県内の市町村との水道料金の比較(口径 20 mm・2ヶ月分)

令和4年8月6日・7日
水道事業パネル展



2ヶ月の水道料金(口径 20 mm)を
県内の 63 市町村と
比較すると...

○16㎡の使用で
県内 36 位

○32㎡の使用で
県内 44 位

○42㎡の使用で
県内 53 位

○50㎡の使用で
県内 55 位

※順位は、料金を改定する前の
料金の高い順です。

※水道料金の算定について

- ・2ヶ月分の料金で消費税相当額を含みます。
- ・令和3年5月時点で、各自自治体のホームページを参照して算定しています。
- ・各世帯の水量は、東京都水道局が掲載している【もっと知りたい「水道」のこと】のよくある質問に掲載されている内容を参考としました。

質問者	自治会名：東かすみ台町内会	答 弁	部名：危機管理室
	会長名：藤大路会長		答弁者：危機管理監
質問内容	<p>No.9 防災訓練の位置づけとしての「餅つき大会」</p> <p>緊急事態は、いつ何処でどのような原因で発生するかは、誰も予言できません。神様をお願いしてもお忙しいでしょうから、自治精神を発揮し自ら動くしかないと思います。</p> <p>お楽しみの「餅つき大会」は勿論ですが、視点を変えて取り組むことも大事との副会長3名を交えての結論となりました。「餅つき大会」の実施には保健所への届出、裸火を使うことの消防署の了解…など、手続きはいろいろあるでしょうが、緊急時には、自治会として自ら解決しなければと思慮します。</p> <p>そこで、餅つき大会＝防災訓練と位置づけ、行政手続きの解釈の間口を広げていただきたいとお願いする次第です。</p> <p>*第2小学校での防災訓練、昨年よりは良かったですが、コロナと雨で実践的でなかったのが残念です。</p>		
<p>【回答】</p> <p>自治会・町内会における地域のイベントや防災訓練は、地域のつながりを深めることができ、大変重要なものであると認識しております。</p> <p>「餅つき大会」は地域の老若男女が集う伝統的な行事ではありますが、「餅つき大会」のみの開催で防災訓練と位置付けることは、難しいことと思われまます。</p> <p>しかしながら、「餅つき大会」を炊き出し訓練などの防災訓練の一部として実施する場合同じくは、防災訓練として位置付けることは可能であり、「朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金」の対象になりますので、実施の際には危機管理室にご相談いただければと存じます。</p>			

質問者	自治会名：宮戸立出町内会	答弁	部名：福祉部
	会長名：金田会長		答弁者：福祉部長
質問内容	<p>No.10 高齢者（一人住い）の安否確認</p> <p>先日、一人住居のお宅で孤独死がありました。近所からの連絡が遅れて届きました。また、この方は避難行動要支援者名簿にも名を連ねておりませんでした。気遣いの心を持ちたいと思います。どうかお知恵をお願いします。</p>		
<p>【回答】</p> <p>市では、高齢者の見守り事業として、お弁当や乳酸飲料を配達し、異変を察知した際には、市へ通報していただく「配食サービス」や「乳酸飲料配付サービス」を実施しているほか、新聞販売同業組合、宅配事業者、不動産事業者等と協定を締結し、高齢者等の見守り活動をお願いしています。</p> <p>また、市や関係機関等への連絡体制事業として「安心見守りカード配付事業」、「緊急通報システム事業」、「安心見守り通報システム事業」を実施するほか、地域包括支援センターや民生委員児童委員による日ごろからの訪問や電話連絡等による見守り活動を行い、地域から孤立しないよう支援していただいています。</p> <p>しかしながら、高齢者に限らず一人住まいの方で、これらの支援につながないケースもございます。</p> <p>そのため、最近、姿を見かけないなど少しでも異変を感じた際には、市や地域包括支援センター、社会福祉協議会などへ遠慮なくご連絡いただくことで、安否確認など見守り支援につながりますので、町内会の皆様へも周知していただきますようお願いいたします。</p>			

質問者	自治会名：富士見台自治会	答 弁	部名：こども・健康部
	会長名：森会長		答弁者：こども・健康部長
質問内容	<p>No.11 コロナ後遺症患者対策について</p> <p>現在発熱外来、ワクチン、一般外来をやっているクリニックで事務をしています。朝霞市は後遺症外来が少なく、呼吸器のクリニックも少ないので、保健所などから丸投げされる事が多く困っています。</p> <p>これから増える事が予想される後遺症の方の為の相談窓口と対策を整えてもらえないと現場の逼迫は続きます。初めての病気でドクターも後遺症に関してわからないというのが現実で、軽症の方は様子を見て下さいと言うしかない現状です。たらい回しにされてどこに相談してよいかわからない方の電話対応まで病院はできないので、窓口を増やすなり対策をとるなり、何か市民に向けて発信してください。</p>		
	<p>【回答】</p> <p>はじめに、新型コロナウイルス感染症の陽性者が国内で初めて確認されて以来、今日に至るまでの医療従事者の皆様方のご努力に対しまして、あらためて感謝申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、療養期間が終了したにもかかわらず、療養中に見られた症状が続いたり、新たに症状が出現するなど、後遺症として、様々な症状がみられる場合があります。後遺症に関する症状の実態については、様々な研究がなされていますが、いまだ不明な点が多く、それぞれの症状と新型コロナウイルス感染症との因果関係は分かっておりません。</p> <p>しかしながら、様々な症状を抱え、後遺症に苦しんでいる市民の方もいらっしゃると思います。</p> <p>そのため、市ではホームページに「新型コロナ後遺症でお悩みの方へ」として、受診の目安としていただくための、「新型コロナ後遺症チェックリスト」と「後遺症外来診療医療機関リスト」を掲載しております。また、お電話や窓口で相談を受けた場合にも、伺ったうえで後遺症外来をご案内しているところでございます。</p> <p>今後におきましても、市民の方に寄り添った丁寧な対応に努めてまいります。</p>		

質問者	自治会名：本町霞台町内会	答弁	部名：こども・健康部
	会長名：松尾会長		答弁者：市長
質問内容	<p>No.12 待機児童解消に向けた取り組みについて</p> <p>町内会に新しく加入する若い世代では、小さい子どもがいる家庭が多くあります。共働きの夫婦が多いため、子どもを保育園に入園させている家庭も多いと聞きます。朝霞市は待機児童数が多いと聞きますが、これまで待機児童数を減らすためにどのような取り組みを行ってきたのでしょうか。また、最新の待機児童数と今後の取り組みの予定も教えてください。</p>		
<p>【回答】</p> <p>これまでの待機児童対策といたしましては、保育園等の施設整備を中心に行っておるわけございまして、令和2年度4月以降、保育所3施設、小規模保育施設5施設、その他移転等による定員拡大などを合わせまして、定員362人の増加を行いました。また、令和5年度には、保育所を2施設定員156人分の整備を見込んでおりまして、市内の保育所等は全体で72施設、認可定員3,861人となる予定でございます。</p> <p>ちなみにでございますけれども、令和5年2023年ですけれども、私が就任する1年前平成16年この時は、公設民設保育園14園、定員1127名ということで、この19年間で定員については、3倍強、施設については、5倍強の増設を行ってきたところでございますが、なかなか待機児童の解消に繋がっていかないというのが現状でございます。</p> <p>ただ、最近の保育園の申請でございますけど、コロナ禍におきまして、申請件数は微増となっており、保育需要が継続している状況となっております。</p> <p>このような状況下におきまして、近年の待機児童数ですが、令和2年度が68人、令和3年度が43人、令和4年度が21人となっており、減少傾向となっております。</p> <p>今後の取り組みでございますが、一部の年齢では4月当初の段階で欠員が生じていることもございますので、保育需要の詳細な把握と適切な定員設定を行いながら、施設整備の必要性について慎重に検討していきたいという風に思っております。</p>			

朝霞市自治会連合会意見交換会資料(保育課)

認可保育園・小規模		R2年度	R3年度	R4年度		令和5年度
0～5歳児人口(4月1日時点)		8,071	7,954	7,725		—
施設数(分園は別計上せず)		68	71	71		72
認可定員		3,559	3,711	3,724		3,861
入園児童数(受託含む・委託除く)		3,534	3,683	3,691		—
新規申込者数		1,148	1,173	1,192		—
保留者数		241	236	265		—
	待機児童数	68	43	21		—
開園・定員拡大(増員数)	みはら(54)	元気キッズ第二あさかりードタウン(60)	ちゅうりっぷ園本町(12)			けやき(90)
	元気キッズ第二根岸台(105)	たちばな朝霞本町(19)	【移転】たちばな北朝霞(9→19)			よつばゆりかご(66)
	西弁財エンゼル(19)	たちばな北朝霞(9)	【廃止】ひざおりしらとり(▲9)			【廃止】ベビーゆりかご(▲19)
	元気キッズリードタウン(19)	【変更】ひまわり(60→90)				
		【変更】ゆりかご(48→82)				
増減合計		197	152	13	362	137

156

質 問 者	自治会名：霞ヶ丘親睦会	答 弁	部名：福祉部
	会 長 名：小野会長		答弁者： 副市長
質 問 内 容	<p>No.13 複合公共施設について</p> <p>旧溝沼浄水場跡地に複合公共施設が建設されると聞いています。北朝霞方面には公共施設が少ないため、新しい施設の建設は期待が大きく、地域の方もたくさん利用すると思います。そのため、施設の建設にあたりどのような方向性を持っているのか、また、どのような施設が入るのか教えてください。</p>		
<p>【回答】</p> <p>北朝霞・朝霞台地域に旧溝沼浄水場跡地でございますが、貴重な土地の用地となりますので、市といたしまして新たな福祉の拠点となるようなイメージを持ちまして、複合施設の検討を行っております。現在、庁内に検討委員会の組織を立ち上げ、各部署からそれぞれ市民の実態などを集めまして、現段階におきまして、児童館、子育て世代包括支援センター、集会機能等を持つ地域の交流の場、さらには、社会福祉協議会の一部本部機能、また、高齢者や障害者等の福祉相談機能、加えて、防災倉庫等の施設を検討しています。施設の周辺環境や土地の面積の問題からなかなか十分な面積を確保することが難しい状況ではありますが、これらを組み合わせた施設を検討してまいりたいと思っております。</p> <p>今後につきましては、検討する施設をもとに基本構想等をわかりやすく整備させていただき、その後、地域の皆様への説明会、また、パブリックコメントなどを行い、皆様市民からご意見をいただく機会を設けながら進めてまいりたいと考えております。</p>			

(仮称)朝霞市福祉複合施設について

旧溝沼浄水場跡地に複合公共施設の建設に向けて、各部署の要望等を集約し、下記のとおり方向性を検討している。

記

1 旧溝沼浄水場跡地

- (1) 所在地 朝霞市西弁財1丁目16-5、-6
- (2) 面積 1,147.42㎡(2筆)
- (3) 地目 宅地
- (4) 用途地域 第1種中高層住居専用地域
(建ぺい率:60%、容積率:200%、高度地区:25m)

2 施設の方向性

子育て環境の充実及び福祉政策の推進に向けて、朝霞台地域に新たな福祉の拠点となる施設を整備する。また、朝霞台地域には公共施設が少ないことから、地域住民の利便性に資する施設をあわせて整備する。

3 現状可能な建設規模等

- 4階建て 約2,000㎡
- 総工費 約22億7,175万円のうち用地代約4億円(水道企業会計)

4 検討している施設

- (1) 児童館
- (2) 地域の交流の場(集会機能等)
- (3) 子育て世代包括支援センター
- (4) 朝霞市社会福祉協議会の一部本部機能(移転)
- (5) 高齢者や障害者等の福祉相談機能
- (6) 防災倉庫
- (7) その他

5 建設スケジュール(予定)

- 基本構想等 令和4~5年度
- 基本設計 令和5~6年度
- 実施設計 令和6年度
- 工事 令和7~8年度

質問者	自治会名：本町霞台町内会	答弁	部名：学校教育部
	会長名：松尾会長		答弁者：教育長
質問内容	<p>No.14 学校と地域の連携について 子どもたちの成長において、地域社会とのつながりは重要であると考えています。学校側として、地域とどのようにかかわっていきたいのかという方針と具体的な行事の予定があれば教えてください。</p>		
<p>【回答】 現在、第2期朝霞市教育振興基本計画を掲げまして、市と協力を進めているところでございます。基本目標で示させていただいておりますが、子どもたちの成長には、学校を核として家庭や地域社会との連携・協働は欠かせません。未来を拓く人材育成のために、地域社会の皆様にも人的・物的両面でお力をお借りすることは不可欠であるという風に考えています。連携・協働を進める中で、地域の方々の教育に対する関心を高め、地域社会全体で教育に取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>具体的には、市内小・中学校にコミュニティスクール化ということを進めておりまして、そのコミュニティスクールに設置されている学校運営協議会の充実を図りながら、特色ある学校づくり支援員、地域人材活用支援員、学校応援団、スクールガードなどのそれぞれの立場で地域の方に協力をいただいております。また、各中学校区の「朝霞市ふれあい推進事業」では、地域の自治会などとも連携しながら、「ふれあい祭り」等の名称で、今年度は、五中学校区のうち三中学校区でふれあい推進事業のほうを開催しました。今後におきましても、ぜひ地域の皆様の力を借りながら市全体で推進していくという次第でございますので、どうぞよろしく申し上げます。</p>			

3 基本目標

基本理念及び基本方針を踏まえて、今後5年間に取り組む教育行政の10の基本目標を示します。

【1 学校教育】

(1) 朝霞の次代を担う人材の育成

道徳教育の充実や体験学習・読書活動の推進などにより、子どもたちに豊かな心を育むとともに、*いじめや*不登校などの課題に取り組めます。

また、健康の保持増進や体力の向上などにより、子どもたちの健やかな体を育成します。

(2) 確かな学力と自立する力の育成

*主体的・対話的で深い学びにより、確かな学力を身に付けさせるとともに、伝統と文化を尊重し国際性を育む教育や技術革新に対応する教育を推進します。

また、*キャリア教育、主体的に社会の形成に参画する力の育成や*共生社会を目指した多様な学びを推進し、子どもたちが自立して生きていくための基礎となる力や創造性を育みます。

(3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

教職員の資質・能力の向上や安心・安全な施設整備及び効果的な教育活動のための学習環境整備を推進することで、質の高い教育を支える教育環境の整備充実を図ります。

(4) 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

社会が大きく変化する中で、未来を拓く人材を育成するためには、地域の多様な人的・物的資源の活用が必要となります。教育に対する市民の関心を高め、学校を中心として家庭、市民、そして団体や企業が一体となって、地域社会全体で教育に取り組めます。

基本目標4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

現状と課題

核家族化や地域社会とのつながりの希薄化等により子どもたちを取り巻く環境や生活様式が大きく変化する中、子どもの頃から社会や人々と関わり多様な経験をする必要があります。子どもたちは地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通して、地域の構成員としての社会性などを身につけることができます。そのためには、学校と家庭、地域が連携・協働する双方向の関係に発展させ、地域全体で子どもの学びや育ちを支えることが求められています。

施策

1 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

ふれあい推進事業



第一中学校区



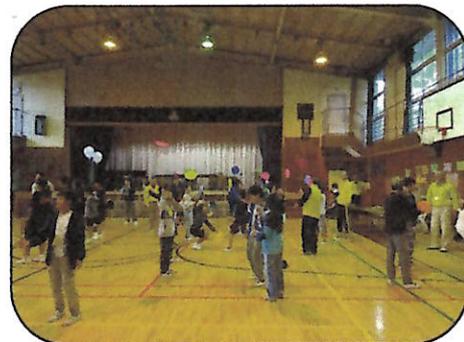
第二中学校区



第三中学校区



第四中学校区



第五中学校区

施策 I

学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

■施策の方向性

- (ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (イ) 幅広い市民等の参画の下、子どもたちの学びや成長を支える活動を推進します。
- (ウ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、*地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- (エ) 家庭や地域の教育力の向上を図るため、子育てに関する団体やPTA等の関係団体、地域住民の活動を支援します。
- (オ) 地域で子どもを育てる意識の醸成のため、地域でふれあい推進事業を実施することや青少年の健全な育成を目指し、学校・家庭・地域、青少年育成団体などが一体となった取組を推進します。
- (カ) 学校施設などを地域に開放します。

■主な取組

(ア) コミュニティ・スクールの設置推進

- 学校経営や生徒指導の状況等について地域住民や保護者等が熟議によって学校運営に参画する*コミュニティ・スクールの設置を推進します。なお、*コミュニティ・スクール未設置校については、*学校評議員を活用します。

(イ) 学校応援団の活動の充実

- *学校応援団の活動を通じて、各学校における学習・体験活動、安全・安心の確保、環境整備などのボランティアとして保護者や市民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちに豊かな心と人間性を育む人づくりに努めます。

(ウ) 地域ぐるみの学校安全体制の推進【再掲:3-2-イ】

- 交通指導員により子どもたちの安全を確保するとともに、児童生徒に対する防犯・交通安全教育を進めます。また、家庭への普及啓発や地域安全マップの作成・活用、*スクールガード・リーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実などにより、*地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

(エ) 家庭教育の充実の支援【再掲:5-2-カ】

- 家庭の教育力の向上を図るため、*家庭教育学級等への保護者などの積極的な参加を支援するとともに、地域や専門家などから、学習する機会を得ながら、家庭教育の充実支援に努めます。

(オ) 青少年健全活動の推進【再掲:5-1-エ】

- 成人式やふれあい体験事業など、青少年健全育成の各種事業の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、PTA等の関係団体が連携し、青少年健全育成事業を推進します。

(カ) 学校施設の開放【再掲:8-2-イ】

- 学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出すことで、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めます。